

個人情報保護に関する周知事項について

三和会賛助会事務局では、平成31年2月22日に「三和会賛助会事務局個人情報取扱ルール」を制定し、その主旨を少なくとも毎年1回は会員の皆様に周知することにしております。

つきましては、下記の記載事項について、一読をお願いいたします。

(1) 三和会賛助会事務局留意事項

- ① 三和会賛助会事務局（以下「事務局」という。）では、個人情報の保護に関する法律等を遵守するとともに、三和会賛助会活動において個人情報の保護に努めます。
- ② 事務局員は、職務上知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しません。その職を退いた後も同様とします。
- ③ 事務局は、「入会届」などを、会員又は会員になろうとするものから、直接又は三和会事務局を経由し受領することにより、個人情報を取得します。
- ④ 事務局が会員から取得する個人情報は、氏名、生年月日、現住所、電話番号及びメールアドレス並びに、勤務先、勤務先の電話番号及びメールアドレスで、会員が同意する事項とします。
- ⑤ 事務局が配布する三和会賛助会名簿に記載する個人情報は、氏名、現住所、電話番号、勤務先、勤務先の電話番号、終身会員の手続き状況で、会員が同意する事項とします。
- ⑥ 事務局が保有する個人情報は、以下に掲げる活動等に際して利用します。
 - ア 会費の請求、管理、その他文書の送付など
 - イ 会員名簿の作成、会員及び三和会会員への配布
 - ウ 慶弔に関連する活動など
- ⑦ 個人情報は、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者（委託の相手方を除く）に提供しません。

(2) 名簿（三和会賛助会名簿、既配布済の三和会名簿）に関する注意事項

- ① 名簿は、会員相互及び役員との諸連絡並びに本会の活動以外には使用しないでください。
- ② 名簿は、盗難や紛失しないよう適切に管理するとともに、第三者に、譲渡、転売しないでください。
- ③ 新規の名簿を受け取った際は、古い名簿を焼却又は裁断等により確実に破棄してください。
- ④ 名簿の内容に変更があった場合は、名簿関連企画委員まで連絡してください。